

## 京都市左京歯科医師会 学校歯科医規則

学校歯科医は、従来の歯科医が退任もしくは勇退する際、あるいは学校が新設もしくは統合される際に新たに選出されるものであり、京都市左京歯科医師会においては、一人一校制を原則とする。

1. 学校歯科医の選出は、下記の基準を満たし入会順を考慮した上で、左京歯科医師会会長を中心として役員会で行い、これをもって京都府歯科医師会会長の諮問に対する投信とする。
  - ① 入会后3年以上の左京歯科医師会の会員であること
  - ② 委嘱される年度の4月1日の前日において75歳未満であること
  - ③ 当該校の近隣に診療所を開設していること
  - ④ 左京歯科医師会の活動に協力的で、学校保健に理解があること
2. 学校歯科医の選出に際して、立候補者は所属する班長を通じて左京歯科医師会会長に届け出る。候補者が複数の場合は、候補者と役員会との面接・協議により決定する。
3. 学校が統合される場合は、当該校の学校歯科医と役員会との協議により決定する。
4. 学校歯科医が、やむを得ない理由で出務不可能な場合は以下に準じて対応する。
  - ① 当該校に日程の変更をお願いする
  - ② 会長に連絡し、対応を願い出る
  - ③ 担当理事・近隣の学校歯科医に会長から依頼する
  - ④ 引き受け手が見つからない場合は、本会に連絡し対応を仰ぐ
5. 学校歯科医は下記のサービスの心得を遵守する。
  - ① 学校保健活動（就学時健診・春秋の歯科検診など）の職務は、必ず本人が執務すること
  - ② 学校保健委員会・歯みがき巡回指導に参加すること
  - ③ 学校歯科に関する講和、講習会を積極的に実施すること
  - ④ 学校内の保険担当者と協力して事業を円滑に行うこと
  - ⑤ 京都府歯科医師会並びに左京歯科医師会で行われる学校保健活動に関する研修会に積極的に参加すること
  - ⑥ 京都府歯科医師会が行う新規学校歯科医研修会、並びに日本学校歯科医開主催の基礎研修会を速やかに受講し、受講後は会長へ届け出ること
  - ⑦ 京都市左京歯科医師会選出の自覚を持ち、その任に当たること

令和6年6月改定